



# 宮崎県公報

令和7年12月22日(月曜日) 第674号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 64,800円

## 目次

頁

## 告示

- 指定障害福祉サービス事業の廃止 ..... (障がい福祉課) 1
- 家畜伝染病発生の届出 ..... (家畜防疫対策課) 1
- 道路の区域の変更 (4件) ..... (道路保全課) 1

- 道路の供用の開始 (2件) ..... (道路保全課) 2
- 道路の占用を制限する区域の指定 (3件) ..... (〃) 2
- 二級河川の指定の変更 ..... (河川課) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 ..... (砂防課) 3
- 教育委員会公告
- 落札者等の公告 ..... 4

## 告示

## 宮崎県告示第839号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年12月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510300058	ホームヘルプサービスきずな	延岡市北浦町古江2594番地1	宮崎部品株式会社	東臼杵郡門川町大字門川尾末7470番地	令和7年12月20日	居宅介護、重度訪問介護、同行援護

## 宮崎県告示第840号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和7年12月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	疑似患畜	約4.8万羽	日向市	令和7年11月22日

## 宮崎県告示第841号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年12月22日から令和8年1月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	219号	西都市大字南方字年の神806番1地先から同市大字穂北字長谷領5683番5地先まで	旧	8.3~26.0	546.8
				新	10.1~26.0	546.8

## 宮崎県告示第842号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年12月22日から令和8年1月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

字同字44番  
3地先まで

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
国道219号	児湯郡西米良村大字越野尾字小春	132番8から同郡同村同大字同字	7.2~ 75.1	旧	7.2~ 63.9	610.4
				新	8.2~ 54.5	610.4
		132番8まで				469.0

## 宮崎県告示第843号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年12月22日から令和8年1月5日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
国道265号	児湯郡西米良村大字板谷字折戸99番3地先から同郡同村同大字同字99番4地先まで		6.1~ 11.8	旧	6.1~ 20.4	20.4
				新	10.0~ 22.2	20.4

## 宮崎県告示第844号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年12月22日から令和8年1月5日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
316	県道	小川越野尾線	児湯郡西米良村大字小川字鷹之巣八重44番9地先から同郡同村同大字同字44番3地先まで	旧	6.1~ 7.2	44.8
				新	6.1~ 19.2	44.8

## 宮崎県告示第845号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年12月22日から令和8年1月5日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	265号	児湯郡西米良村大字板谷字折戸99番3地先から同郡同村同大字同字99番4地先まで	令和7年12月22日

## 宮崎県告示第846号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年12月22日から令和8年1月5日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
316	県道	小川越野尾線	児湯郡西米良村大字小川字鷹之巣八重44番9地先から同郡同村同大字同字44番3地先まで	令和7年12月22日

## 宮崎県告示第847号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和7年12月22日から令和8年1月5日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

宮 崎 県 公 報

令和 7 年 12 月 22 日 (月曜日) 第 674 号

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	西都市大字南方字年の神 806番1地先から同市大字穂北字長谷領5683番5地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 12 月 22 日

宮崎県告示第 848 号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年 12 月 22 日から令和 8 年 1 月 5 日まで宮崎県国土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 22 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	児湯郡西米良村大字越野尾字小春 132 番 8 から同郡同村同大字同字 132 番 8 まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 12 月 22 日

宮崎県告示第 849 号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年 12 月 22 日から令和 8 年 1 月 5 日まで宮崎県国土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 22 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	児湯郡西米良村大字板谷字折戸99番3

		地先から同郡同村同大字同字99番4地先まで
--	--	-----------------------

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 12 月 22 日

宮崎県告示第 850 号

河川法（昭和39年法律第 167号）第5条第6項の規定により、二級河川の指定を次のとおり変更する。

令和 7 年 12 月 22 日

宮崎県知事 河野俊嗣

水系名	河川名	新旧の別	区間		延長(キロメートル)	摘要	
			上流端	下流端			
広渡川	戸高川	旧	左岸 日南市大字星倉字大谷東下 七一四番地先	酒谷川 への合流点	4.0	4.0 92	
		新	右岸 同市同大字字上免七〇五番地先				
		新	左岸 日南市大字星倉字上免 704 番 1 地先	酒谷川 への合流点	4.0		
		新	右岸 日南市大字星倉字上免 674 番 1 地先				

宮崎県告示第 851 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和 7 年 12 月 22 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 小箇陰地区

(1) 区域の表示

東臼杵郡美郷町西郷大字小原の区域内の土地のうち、次の 1 点から 22 点までを順次結んだ線及び 1 点と 22 点を結んだ線に囲

まれた土地の区域

## (2) 座標の表示

座標点	緯度及び経度
1	北緯32度27分19秒4338 東経 131度23分38秒6434
2	北緯32度27分18秒4250 東経 131度23分37秒4302
3	北緯32度27分18秒0452 東経 131度23分36秒4602
4	北緯32度27分17秒9525 東経 131度23分36秒2044
5	北緯32度27分18秒2474 東経 131度23分35秒5485
6	北緯32度27分19秒3005 東経 131度23分33秒5003
7	北緯32度27分19秒3041 東経 131度23分33秒2108
8	北緯32度27分21秒8096 東経 131度23分32秒3754
9	北緯32度27分22秒8099 東経 131度23分32秒3562
10	北緯32度27分25秒5765 東経 131度23分32秒7279
11	北緯32度27分26秒8725 東経 131度23分34秒1601
12	北緯32度27分27秒8525 東経 131度23分34秒9651
13	北緯32度27分28秒2629 東経 131度23分35秒2610
14	北緯32度27分26秒3250 東経 131度23分37秒8960
15	北緯32度27分25秒7821 東経 131度23分37秒4446
16	北緯32度27分25秒1744 東経 131度23分36秒8237
17	北緯32度27分24秒5814 東経 131度23分35秒9788
18	北緯32度27分23秒6493 東経 131度23分35秒7597
19	北緯32度27分22秒1701 東経 131度23分35秒8281
20	北緯32度27分20秒9155 東経 131度23分35秒8831
21	北緯32度27分20秒2337 東経 131度23分37秒1561
22	北緯32度27分19秒7226 東経 131度23分38秒4266

## 教育委員会公告

## 落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和 7 年 12 月 22 日

宮崎県立図書館長 田代暢明

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和 7 年度宮崎県立図書館システム更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県立図書館総務・企画課企画担当  
宮崎市船塚 3 丁目 210 番地 1
- 3 隨意契約の相手方を決定した日  
令和 7 年 10 月 20 日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所  
F L C S 株式会社九州支店  
福岡県福岡市博多区東比恵三丁目 1 番 2 号
- 5 隨意契約に係る契約金額  
169,785,000 円
- 6 隨意契約によった理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に基づく随意契約